

労災保険

# 特別加入制度のしおり

一人親方その他の自営業者用



厚生労働省  
都道府県労働局  
労働基準監督署



# はじめに

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。

このパンフレットは、一人親方等の特別加入について、その加入者の範囲、加入手続、加入時健康診断、業務上外の認定基準（保険給付の対象となる災害の範囲）などに関して、特にご注意ください事項を説明しています。

特別加入を希望する方はもちろんのこと、すでに特別加入されている方もご一読いただき、特別加入制度についてご理解いただきますようお願いいたします。

## も く じ

	ページ
1 特別加入者の範囲	1
2 特別加入の手続き	1
3 加入時健康診断	3
4 業務災害の防止に関する措置	4
5 給付基礎日額・保険料	5
6 補償の対象となる範囲	6
7 保険給付・特別支給金の種類	8
8 支給制限	10
9 特別加入者としての地位の消滅	10
<様式記載例>	11

# 1 特別加入者の範囲

労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者およびその事業に従事する方（以下「一人親方等」という）のうち、次の種類の事業を行う方が特別加入できます。

- ① 自動車を使用して行う旅客または貨物の運送の事業を行う方（個人タクシー業者や個人貨物運送業者など）
- ② 建設の事業を行う方（大工、左官、とびの方など）
- ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業を行う方（漁船に乗り組んでその事業を行う方に限り、⑦に該当する方を除きます）
- ④ 林業の事業を行う方
- ⑤ 医薬品の配置販売（薬事法第30条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業をいう）の事業を行う方
- ⑥ 再生利用の目的となる廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業を行う方
- ⑦ 船員法第1条に規定する船員が実施する事業を行う方

# 2 特別加入の手続き

## (1) 新たに特別加入を申請する場合

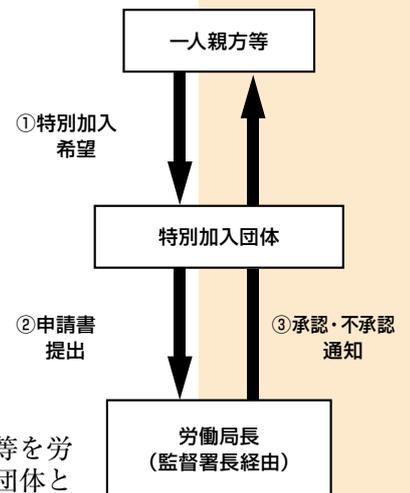
### <加入の手続>

提出するもの： 特別加入申請書（一人親方等）  
提出先： 所轄の労働基準監督署長（以下「監督署長」という）を経由して所轄の都道府県労働局長（以下「労働局長」という）

特別加入申請書（以下「申請書」という）には、特別加入を希望する方の業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを記入する必要があります。特別加入団体を通じて提出してください。

（注）一人親方等の団体について

一人親方等の特別加入については、一人親方等の団体を事業主、一人親方等を労働者とみなして労災保険の適用を行うこととなりますが、この一人親方等の団体として認められるためには、次の要件を満たすことが必要です。



- ① 一人親方等の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問いませんが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続きなどが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として労働保険徴収法施行規則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

※申請書の記載については、11ページの記載例を参考にしてください。

※給付基礎日額については、5ページを参照してください。

申請書には、一人親方等の団体における定款、規約などの目的、組織、運営などを明らかにする書類と業務災害の防止に関して一人親方等の団体が講ずべき措置および一人親方等が守るべき事項を定めた書類を添付しなければならないこととされています。ただし、船員法第1条に規定する船員が実施する事業を行う方については、業務災害の防止に関する書類の添付は必要ありません。

特別加入の申請に対する労働局長の承認は、申請の日の翌日から14日以内で申請者が加入を希望する日となります。

## (2) すでに特別加入を承認されている団体の場合

提出するもの： 特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）  
提出先： 監督署長を経由して労働局長

以下の場合には特別加入に関する変更届（以下「変更届」という）を提出する必要があります。

- ①特別加入を承認されている方の氏名、業務内容などに変更があった場合
- ②新たに一人親方等として特別加入を希望する方がいる場合
- ③すでに特別加入を承認されている方の一部が特別加入者としての要件にあてはまらなくなった場合

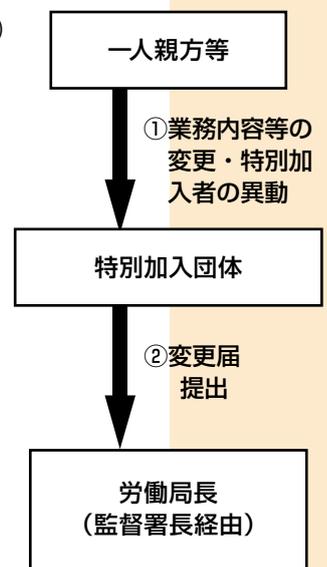
※変更届の記載については12ページの記載例を参考にしてください。

※新たに特別加入者の要件に該当することになった方については、「特別加入者の異動（新たに特別加入者になった者）」欄に必要な事項を記載してください。

※特別加入を承認されている方の一部が特別加入者としての要件に該当しなくなった場合には、「特別加入者の異動（特別加入者でなくなった者）」欄に必要な事項を記載してください。

（ご注意）

変更届は業務災害または通勤災害が発生する前に提出された内容が給付に反映されます。



# 3 加入時健康診断

## (1) 加入時健康診断が必要な場合

表1に記載されている業務に、それぞれ定められた期間を超えて従事したことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

表1 加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6か月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月	有機溶剤中毒健康診断

## (2) 手続方法

### <手続の流れ>

①「特別加入時健康診断申出書」（以下「申出書」という）を特別加入団体を通じて監督署長に提出。

※申出書の記載については、13ページの記載例を参考にしてください。

②申出書の業務歴から判断して加入時健康診断が必要であると認められる場合、監督署長は「特別加入健康診断指示書」（以下「指示書」という）および「特別加入時健康診断実施依頼書」（以下「依頼書」という）を交付。

③指示書に記載された期間内に、あらかじめ労働局長が委託している診断実施機関の中から選んで加入時健康診断を受診。依頼書は診断実施機関に提出。

※お近くの診断実施機関については都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

※加入時健康診断にかかる費用は国が負担しますが、交通費は自己負担となります。

④診断実施機関が作成した「健康診断証明書（特別加入用）」を申請書または変更届に添付し、監督署長に提出。

※じん肺健康診断を受けた場合には、じん肺の所見がないと認められた場合を除き、エックス線写真を健康診断証明書に添付する必要があります。

（ご注意）

健康診断証明書を提出しなかったり、業務の内容や業務歴などについて虚偽の申告を行った場合には、特別加入の申請を行っても承認されなかったり、保険給付が受けられない場合がありますのでご注意ください。

### (3) 特別加入が制限される場合

加入時健康診断の結果が、次のような場合には特別加入が制限されます。

特別加入予定者がすでに疾病にかかっている、その症状または障害の程度が一般的に就業することが難しく、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する業務の内容にかかわらず特別加入は認められません。

特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状または障害の程度が特定業務からの転換を必要とすると認められる場合には、特定業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることとなります。

### (4) 保険給付を受けられない場合

特別加入前に疾病が発症、または加入前の原因により発症したと認められる場合には、特別加入者としての保険給付を受けられないことがあります。

特別加入者に関する業務上の災害として保険給付の対象となる疾病は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、その業務に起因して発症したことが明らかな疾病に限定されるものであり、特別加入前に発症した疾病や特別加入前の事由により発症した疾病に関しては、保険給付の対象となりません。

したがって、加入時健康診断の結果、疾病の症状または障害の程度が、特別加入についての制限を行う必要のない程度であった場合であっても、加入時点における疾病の程度および特別加入後における有害因子へのばく露濃度、ばく露期間等からみて、加入前の業務に主たる要因があると認められる疾病については、保険給付は行われません。

## 4 業務災害の防止に関する措置

一人親方等の団体は、あらかじめ業務災害の防止について取るべき措置や一人親方等が守るべき事項を定めておかなければなりません。これらによって、自主的に業務災害防止に努めていただくこととなります。

# 5 給付基礎日額・保険料

## (1) 給付基礎日額

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、労働局長が決定します。

決定された給付基礎日額は事前に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して労働局長あて提出することによって翌年度より変更することができます。(\*1)

また、年度更新期間中にも「給付基礎日額変更申請書」により当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、災害発生前に申請することが前提になりますので、給付基礎日額変更申請書を提出する前に災害が発生している場合は、給付基礎日額変更は認められません。

(\*2)

(注)\*1、\*2は平成24年度以降の給付基礎日額について適用となります。

## (2) 保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率（表3参照）を乗じたものとなります。

なお、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

表2 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年 間 保 険 料	
		年間保険料=保険料算定基礎額 <sup>(注)</sup> ×保険料率	
		(例1) 建設の事業の場合 保険料率19/1000	(例2) 個人タクシー業者の場合 保険料率14/1000
20,000円	7,300,000円	138,700円	102,200円
18,000円	6,570,000円	124,830円	91,980円
16,000円	5,840,000円	110,960円	81,760円
14,000円	5,110,000円	97,090円	71,540円
12,000円	4,380,000円	83,220円	61,320円
10,000円	3,650,000円	69,350円	51,100円
9,000円	3,285,000円	62,415円	45,990円
8,000円	2,920,000円	55,480円	40,880円
7,000円	2,555,000円	48,545円	35,770円
6,000円	2,190,000円	41,610円	30,660円
5,000円	1,825,000円	34,675円	25,550円
4,000円	1,460,000円	27,740円	20,440円
3,500円	1,277,500円	24,263円	17,878円

(注) 特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

表3 第2種特別加入保険料率表

特 別 加 入 の 種 類	料 率
自動車を使用して行う旅客または貨物の運送の事業	14/1000
建設の事業	19/1000
漁船による水産動植物の採捕の事業	46/1000
林業の事業	52/1000
医薬品の配置販売の事業	7/1000
再生利用の目的となる廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業	13/1000
船員法第1条に規定する船員が行う事業	50/1000

# 6 補償の対象となる範囲

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定の要件を満たすときに労災保険から給付が行われます。

## (1) 業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入対象に応じて一定の業務を行っていた場合に限定されています。したがって、次に該当しない場合には被災しても保険給付を受けることができませんので注意してください。

### ① 個人タクシー業者、個人貨物運送業者

ア 免許などを受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業（運転補助作業を含む）、貨物の積み卸し作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合

イ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上

### ② 建設業の一人親方等

ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合

イ 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

ウ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合

エ 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く）およびこれに直接附帯する行為を行う場合

オ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上

### ③ 漁船による自営漁業者

ア 水産動植物の採捕、これに直接必要な用船中の作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合

イ 最終の発地から漁船まで、または漁船から最初の着地までの間において行為を行う場合

ウ 突発事故による予定外の緊急の出勤途上

### ④ 林業の一人親方等

ア 森林の中の作業地、木材の搬出のための作業路およびこれに前後する土場における作業並びにこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 作業のための準備・後始末、機械等の保管、作業の打ち合せなどを通常行っている場所（自宅を除く場所で、以下「集合解散場所」という）における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

ウ 集合解散場所と森林の中の作業地との移動およびこれに直接附帯する行為を行う場合

エ 作業に使用する大型の機械等を運搬する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

オ 台風、火災などの突発事故による緊急用務のために作業地または集合解散場所に赴く場合

## ⑤ 医薬品の配置販売業者

住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間に行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入を含む）およびこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入を含む）を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る）

## ⑥ 再生資源取扱業者

ア 再生資源を収集、運搬、選別、解体するなどの作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 再生資源を収集、運搬するために行われるトラックなどの貨物運搬車両などを運転または操作する作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合

ウ 台風、火災などの突発事故による緊急用務のために、再生資源の集積場所などに赴く場合

## ⑦ 船員法第1条に規定する船員が行う事業

ア 船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合（恣意的行為など積極的な私的行為を除く）

イ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出動途上

ウ 下船後における旅客の乗降のための作業および、荷下ろしなどの作業または出荷のための作業など事業のためにする行為に直接附帯する作業についても、事業の性質に応じて業務遂行性が認められることがあります。

## (2) 通勤災害

**通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。**

ただし、次に掲げる一人親方等については、通勤災害の保護の対象となっていません。

- ① 個人タクシー業者、個人貨物運送業者
- ② 漁船による自営漁業者

〔労災保険法上の通勤とは〕

「通勤災害」とは、通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡をいいます。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復 ②就業の場所から他の就業の場所への移動 ③赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路および方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとしています。これらの移動の経路を逸脱・中断した場合は、その逸脱・中断の間およびその後の移動は通勤となりません。ただし、その逸脱・中断が、日常生活上必要な行為であって日用品の購入などをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は「通勤」となります。

# 7 保険給付・特別支給金の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

特別加入者に対する保険給付および特別支給金の種類は、表4の通りです。

表4 保険給付・特別支給金一覧表

保険給付の種類 (注1)	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例 (給付基礎日額1万円の場合)
療養補償給付 療養給付	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	労災病院または労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。また、労災病院または労災指定病院等以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。	特別支給金はありません。	(給付基礎日額とは関係なく)必要な治療が無料で受けられます。
休業補償給付 休業給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合 (注2)	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額を支給。	(20日間休業した場合) ①休業(補償)給付 1万円×60%×(20日-3日) =10万2千円 ②休業(補償)特別支給金 1万円×20%×(20日-3日) =3万4千円
障害補償給付 障害給付	〔障害(補償)年金〕 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合  〔障害(補償)一時金〕 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	〔障害(補償)年金の場合〕 第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。  〔障害(補償)一時金の場合〕 第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金 第1級342万円～第14級8万円を一時金として支給。	(第1級の場合) ①障害(補償)年金 1万円×313日=313万円 ②障害特別支給金(一時金) 342万円
傷病補償年金 傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において ①傷病が治っていないこと ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること のいずれにも該当する場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金 第1級は114万円 第2級は107万円 第3級は100万円を一時金として支給。	(第1級の場合) ①傷病(補償)年金 1万円×313日=313万円 ②傷病特別支給金(一時金) 114万円

保険給付の種類	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例 (給付基礎日額1万円の場合)
遺族補償給付 遺族給付	〔遺族(補償)年金〕 業務災害または通勤災害により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じてかわります。)  〔遺族(補償)一時金〕 ①遺族(補償)年金を受けることができる遺族がいない場合 ②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受けよう方がいない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合	〔遺族(補償)年金の場合〕 遺族の人数によって支給される額が異なります。 (遺族1人の場合) 給付基礎日額の153日分または175日分(注3) (遺族2人の場合) 給付基礎日額の201日分 (遺族3人の場合) 給付基礎日額の223日分 (遺族4人以上の場合) 給付基礎日額の245日分  〔遺族(補償)一時金の場合〕 左欄の①の場合 給付基礎日額の1000日分 左欄の②の場合 給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額	遺族特別支給金 300万円を一時金として支給	〔遺族(補償)年金で遺族が4人の場合〕 ①遺族(補償)年金 1万円×245日=245万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円  〔遺族(補償)一時金支給事由①で遺族が4人の場合〕 ①遺族(補償)一時金 1万円×1000日=1000万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません。	①1万円×60日=60万円 ②31万5千円+(1万円×30日)=61万5千円 よって、高い額の②が支払われることになります。
介護補償給付 介護給付	業務災害または通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	介護の費用として支出した額(上限額があります)が支給されます。親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が最低保障額を下回る場合は一律にその最低保障額が支給されます。上限額および最低保障額は、常時介護と随時介護の場合で異なります。	特別支給金はありません。	H24年4月1日現在 〔常時介護を要する者〕 最高限度額 104,530円 最低保障額 56,720円  〔随時介護を要する者〕 最高限度額 52,270円 最低保障額 28,360円

(注1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付です。

(注2) 休業(補償)給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業について全部労働不能であることが必要となっています。(全部労働不能とは、入院中または自宅就床加療中もしくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業ができない状態をいいます)

(注3) 遺族(補償)年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上または一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

## 8 支給制限

特別加入者が業務災害または通勤災害を被った場合には保険給付が行われますが、その災害が特別加入者の故意または重大な過失によって発生した場合や保険料の滞納期間中に生じた場合には、支給制限（全部または一部）が行われることがあります。

## 9 特別加入者としての地位の消滅

### (1) 脱退により消滅する場合

一人親方等の団体は、政府の承認を受けて脱退することができますが、この脱退の申請は、その団体を構成する方全員を包括して行わなければなりません。この場合、その団体は、監督署長を経由して労働局長に「特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）」を提出し、承認を受ける必要があります。

特別加入の脱退申請に対する労働局長の承認は、脱退申請の日から14日以内で申請者が脱退を希望する日となります。

### (2) 自動的に消滅する場合

一人親方等が特別加入者としての要件を満たさなくなったときは、その日に特別加入者としての地位が消滅します。

一人親方等が特別加入に係る団体の構成員でなくなったときは、その日に特別加入者としての地位が消滅します。

一人親方等の団体が解散したときは、その解散の日の翌日に特別加入者としての地位が消滅します。

### (3) 取消により消滅する場合

一人親方等の団体が関係法令の規定に違反した場合には、特別加入の承認が取り消される場合があります。

「特定業務との関係」欄は、特別加入者として従事する業務が欄内のイからニまでに掲げる特定業務のいずれかに該当する場合には、その該当する特定業務の記号を○で囲み、いずれにも該当しない場合には、ホを○で囲んでください。

「業務又は作業の具体的内容」欄は、災害が発生したとき、労災保険給付の対象となるかどうかを判断するうえで重要な項目ですので、担当業務の具体的内容を明確に記載してください。

特定業務のいずれかに該当する場合には、「業務歴」欄にその該当する特定業務に従事した最初の年月を上段に、特定業務に従事した期間の合計を下段に記載してください。

様式第34号の10(表面)

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (一人親方等)

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。

フリガナ	ユウセイロウドウケンゴウキョウギドウゴウザイ							
① 名称	厚生労働建設業協同組合							
代表者の氏名	組合長 霞ヶ関 一郎							
事業又は作業の種類	建設の事業							
② 特別加入予定者	*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。					加入予定者数 計 30 名		
整理番号	特別加入予定者の氏名	本法第33条第3項に掲げる者との関係	業務又は作業の内容		業務歴		希望する給付基礎月額	備考
			業務又は作業の具体的内容	特定業務との関係	最初に従事した年月	従事した期間の合計		
1	厚生太郎	本人	大工事業 鉋打機	イ 初じん作業を行う業務 ○ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	最初に従事した年月 平成 29年 4月 従事した期間の合計 27年 月		12,000	
2	労働二郎	本人	大工事業	イ 初じん作業を行う業務 ○ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ◎ 該当なし	最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年 月		12,000	
3	厚生三郎	本人	左官事業	イ 初じん作業を行う業務 ○ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ◎ 該当なし	最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年 月		12,000	
4	労働四郎	本人	左官事業	イ 初じん作業を行う業務 ○ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ◎ 該当なし	最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年 月		12,000	
			(以下別紙)	イ 初じん作業を行う業務 ○ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年 月			
③ 添付する書類の名称	イ 団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類		霞ヶ関建設業協同組合規約					
	ロ 業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類		霞ヶ関建設業協同組合災害防止規程					
④ 特別加入を希望する日(申請日の翌日から起算して14日以内)								平成 23年 5月 1日

上記のとおり特別加入の申請をします。

名 称 霞ヶ関建設業協同組合

平成 23年 4月 24日

団体の主たる事務所所在地 東京都文京区 00町△-△

東京 労働局長 殿

代表者の氏名 組合長 霞ヶ関 一郎



「特別加入予定者の氏名」欄は、一人親方等として特別加入を予定している方全員の氏名を記載してください。

特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等)  
 労働者災害補償保険 特別加入脱退申請書

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。

特別加入に係る事業承認	イ 労働保険番号	府県所管管轄	基幹番号	枝番号	
	ロ 名称	霞が関建設業協同組合			
	ハ 事業場の所在地	東京都文京区〇〇町△-△			

変更届の場合 (特別加入者の変動)	事項の変更	変更年月日	変更を生じた者の氏名 変更後の氏名	法第33条第1号又は第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容				
	特別加入者の変動	異動年月日	氏名		異動年月日	氏名			
特別加入者(新たに特別加入者になった者)の異動	異動年月日	氏名	法第33条第1号又は第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容 業務又は作業の具体的内容 特定業務との関係		業務歴		希望する給付基礎日額	備考
	平成23年6月1日	東京花子 本人		左官工事業	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計	年月	10,000	
					イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計	年月		
					イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	最初に従事した年月 特定業務に従事した期間の合計	年月		
変更決定を希望する日 (変更届提出の翌日から起算して14日以内) 平成23年 6月 1日									

脱退の場合	以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。	
	*申請の理由 (脱退の理由)	
*脱退を希望する日 (申請日から起算して14日以内)		年 月 日

上記のとおり変更を生じたので届けます。特別加入脱退の申請をします。

平成23年 5月 22日  
 東京 労働局長 殿

事業主の 住所 東京都文京区〇〇町△-△  
 氏名 組合長 霞が関 一郎  
 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表の氏名)

## 労働者災害補償保険 特別加入時健康診断申出書

中央 労働基準監督署長殿

下記の者について健康診断証明書の提出が必要ですので、「特別加入健康診断指示書」の交付をお願いします。

平成 23 年 4 月 14 日

労働保険番号	府 県	所 掌 管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	13	10	000000	00

事業主又は特別加入団体の住所 東京都文京区〇〇町△-△

(名称) 霞ヶ関建設業協同組合 (特別加入団体の場合には、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)  
氏名 組合長 霞ヶ関 一郎 (印)

特別加入予定者のうち健康診断が必要な者	特別加入予定年月日	特別加入予定者の作業の内容及び作業に用いる工具(又は材料、薬品等)の名称	左記の業務に特別加入前に従事した期間	実施すべき健康診断の種類 (該当する項を○で囲むこと)
<u>厚生太郎</u>	<u>23.5.1</u>	<u>大工事業 鉄打機</u>	<u>昭和59年4月</u> から <u>平成23年3月</u> まで <u>27</u> 年間	イ.じん肺健康診断 ① 振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断
<del>_____</del>				

**労働保険事務組合の証明**

労働保険事務の処理の委託を 受けている  
受ける予定である ことを証明します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 認可記号番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

名 称 \_\_\_\_\_

労働保険事務組合の主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ 局番 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_ (印)

詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。